

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年5月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の
任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日(条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日(条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程(平成23年大阪広域

水道企業団管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号)第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号)第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当の額に関する特例)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)第52条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)第52条第3項から第6項まで又は第13条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与規程第52条第1項に規定する特定管理職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

- 3 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）第8条第1項第2号に掲げる者のうち、令和3年12月に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の規定に基づき期末手当を支給されたものに対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第17号）附則第2条第1項に規定する調整額」とする。